

○平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
次の表左欄に掲げる無線局が使用する周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。		(同上)	
無線局	周波数	無線局	周波数
(略)		(同左)	
基幹放送局	526.5kHz を超え 1,606.5kHz 以下 3,925kHz 3,945kHz <u>5,900kHz</u> を超え 6,200kHz 以下 <u>7,200kHz</u> を超え <u>7,450kHz</u> 以下 <u>9,400kHz</u> を超え 9,900kHz 以下 <u>11,600kHz</u> を超え <u>12,100kHz</u> 以下 <u>13,570kHz</u> を超え <u>13,870kHz</u> 以下 15,100kHz を超え <u>15,800kHz</u> 以下 <u>17,480kHz</u> を超え 17,900kHz 以下 21,450kHz を超え 21,850kHz 以下 25,670kHz を超え 26,100kHz 以下 76MHz を超え 108MHz 以下 <u>207.5MHz</u> 以上 222MHz 以下 470MHz を超え <u>710MHz</u> 以下 11.7GHz を超え 12.75GHz 以下	基幹放送局	526.5kHz を超え 1,606.5kHz 以下 3,925kHz 3,945kHz <u>5,950kHz</u> を超え 6,200kHz 以下 <u>7,100kHz</u> を超え <u>7,300kHz</u> 以下 <u>9,500kHz</u> を超え 9,900kHz 以下 <u>11,650kHz</u> を超え <u>12,050kHz</u> 以下 <u>13,600kHz</u> を超え <u>13,800kHz</u> 以下 15,100kHz を超え <u>15,600kHz</u> 以下 <u>17,550kHz</u> を超え 17,900kHz 以下 21,450kHz を超え 21,850kHz 以下 25,670kHz を超え 26,100kHz 以下 76MHz を超え 108MHz 以下 <u>170MHz</u> を超え 222MHz 以下 470MHz を超え <u>770MHz</u> 以下 11.7GHz を超え 12.75GHz 以下